

令和 6 年 9 月 10 日

古 河 市 役 所 こ ど も 政 策 課
〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地
電話 0280-92-3111 (代表)

< 児 童 手 当 の 申 請 の お 知 ら せ >

「令和 6 年度児童手当の制度改正による申請についてのお知らせ」

令和 6 年 1 2 月支給分（10 月、11 月分）からの児童手当については、次のとおり制度改正となります。

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象児童を高校生年代（18 歳に達した年度末）までに変更
- ・第 3 子以降についての支給金額を 15,000 円から 30,000 円に変更
- ・多子加算カウント対象児童を 22 歳に達した年度末までに変更
- ・支払回数を年 6 回払い（偶数月）に変更

1. 申請書提出対象者

次に当てはまる方については、新規申請が必要になります。公務員の方に関しましては、職場での申請になります。

- ・対象児童を養育している市内在住の主たる生計維持者
 - ①改正前の所得限度額超過により特例給付の支給対象外であった方
 - ②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

※多子加算のカウント対象が 22 歳に達した年度末まで拡大します。

そのため、18 歳に達した年度末以降から 22 歳に達した年度末までの子を養育しており、それにより第 3 子以降増額を受ける方は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

2. 支給対象

高校生年代（18 歳に達した年度末）までの国内に住所を有する児童

3. 支給金額

①3 歳未満：15,000 円、②3 歳以上：10,000 円、③第 3 子以降一律：30,000 円

4. 申請方法

裏面をご覧ください。

令和 6 年 1 2 月支給分（10 月、11 月分）以降の手当月額については下記変更表の「改定後」の金額となります。

■制度改正変更表

前・後 年齢・所得	従 来	
	第 1・2 子	第 3 子以降
3 歳未満	15,000 円	
3 歳以上小学校修了前	10,000 円	15,000 円
中学生	10,000 円	
高校生年代	支給無し（児童数算出）	
大学生年代	支給無し（児童数算出対象外）	
所得上限限度額未満	5,000 円（特例給付）	
所得上限限度額以上	支給無し	



改 定 後	
第 1・2 子	第 3 子以降
15,000 円	30,000 円
10,000 円	30,000 円
10,000 円	30,000 円
10,000 円	30,000 円
支給無し（児童数算出）	
所得制限無し	

裏面に続きます。必ずご確認ください。

申請方法

【注意点】

- ・父母のうち生計を維持する程度が高い方（所得が高い方）を申請者（受給者）としてください。
- ・18歳に達した年度末以降から22歳に達した年度末まで（平成14年4月2日生から平成18年4月1日生まで）の子を養育しており、それにより第3子以降増額を受ける方は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

以下のいずれかの窓口へ認定請求書を提出ください。

古河市役所 総和庁舎こども政策課

古河庁舎市民総合窓口室

三和庁舎市民総合窓口室

＜認定請求に必要な添付書類等＞

- ・請求者名義の普通預金通帳の写し
金融機関の名義人・口座番号が確認できるもの
※ 請求者以外の口座（配偶者・児童）にはお振込みできません。
- ・請求者及び配偶者の個人番号カード又は個人番号が確認できる書類
※ 児童が市外在住の場合、児童の個人番号も必要となります。
- ・身元確認書類
運転免許証・パスポート・在留カード・障害者手帳等
- ・委任状（請求者以外の方が申請する場合）
- ・その他、状況に応じて提出していただく書類があります。

※重要なお知らせ

・令和6年12月支給分（10月、11月分）の支払いをご希望の方は、書類審査の都合上、令和6年10月31日(木)までに申請ください。（10月31日までに申請していても、不備等で保留となった場合は支払いが遅れますのでご了承ください。）

※ 令和6年11月以降の受付は12月支給になりませんが、引き続き受付をしております。下記の期限までに申請ください。

・令和6年度制度改正に伴う申請受付について、申請猶予期間は令和7年3月31日(月)必着となります。

※ 申請猶予期間 … 児童手当は申請した翌月から支給開始となりますが、制度改正が生じた令和6年10月分から遡って支給開始となる猶予期間です。

令和7年4月1日以降の申請受付は翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

＜申請例＞

令和6年12月5日申請 … 令和6年10月分に遡って支給開始（申請猶予期間**内**のため）

令和7年3月28日申請 … 令和6年10月分に遡って支給開始（申請猶予期間**内**のため）

令和7年4月1日申請 … 令和7年5月分から支給開始（申請猶予期間**外**のため）

《お問い合わせ・提出先》

〒306-0291

古河市役所 こども政策課

電話 0280-92-3111